

小電力無線局作業班設置要綱

平成10年3月17日
第19回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第18条の規定に基づき、小電力無線局作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、構内無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、1mW 作業連絡用陸上移動局に関するユーザニーズの把握及び技術的可能性等について検討する。また、小電力無線局に係る標準規格の改訂等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第19条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第20条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。